

那須町放射線量測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、町が所有する放射線量測定器を町民等に貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 放射線量測定器の貸出しの対象者は次の者とする。

- (1) 町内に住所を有する者及び町内の事業者
- (2) 町内に固定資産を有する個人及び事業者

(貸出期間)

第3条 放射線量測定器の貸出期間は、貸出日から翌日の午後4時までとする。ただし、返却期限日が那須町の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日（以下、休日。）に当たるときは、その日以降に到来する直近の休日に該当しない日の午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出台数)

第4条 放射線量測定器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 放射線量測定器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 放射線量測定器の貸出しを受けようとする者は、那須町放射線量測定器貸出申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、運転免許証その他本人の確認できる書類(以下「身分証明書」という。)を、次のとおり提示又は提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号の者 身分証明書の提示
- (2) 第2条第2号の者 身分証明書の写しの提出

(貸出許可等)

第7条 町長は、前項第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、放射線量測定器を貸出すものとする。

2 営利の目的とする場合には、放射線量測定器の貸出しを行わないものとする。

(貸受者の責務)

第8条 放射線量測定器の貸出しを受けた者は、その放射線量測定器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

2 貸出しを受けた者は、借り受けた放射線量測定器を損傷及び紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、この限りではない。

(報告)

第9条 町長は、放射線量測定器を貸出した者に対し、測定値等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月27日から適用する。

附 則

この要領は、告示の日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から適用する。

附 測

この要領は、平成29年3月1日から適用する。